

議案第 2 2 号

北本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

北本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置等の公示)

第 2 条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び位置

(2) 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を行う日及び時間

(職員)

第 3 条 センターに、センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第4条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置くものとする。

（相談員の人材及び処遇の確保）

第5条 センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第6条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。